

公益財団法人競走馬理化学研究所 馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領

最終改正 平成 27 年 7 月 1 日

公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）の行う馬伝染性子宮炎PCR検査（以下「PCR 検査」という。）にかかる受託については、この馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

- 1 この要領においてPCR検査は、公益社団法人日本軽種馬協会の制定する「馬伝染性子宮炎自衛防疫事業実施要領」において助成を受ける検査対象馬以外の馬を対象とする。
- 2 PCR検査の検査料は、1 検体につき4,500 円（税抜）とする。
- 3 PCR検査は、本検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）が BBL CultureSwab Plus ミニチップクリア若しくはこれと同質のものを用いて採材の後、冷暗状態（凍結不可）で保管、輸送された検体につき行われるものとする。
- 4 PCR検査は、研究所において1 回行うものとする。
- 5 依頼者は、PCR検査を依頼しようとするときは、検体に別記様式第1による検査依頼書及び別記様式第2による検体リストに必要事項を記載して、検査料入金の上、検体を研究所に送付するものとする。ただし、別途契約した者は、請求により検査料を支払うものとする。
- 6 研究所は、検体、検査依頼書及び検体リストの送付を受け、検査料の入金を確認後、速やかにPCR検査を実施し、その結果を別記様式第3により依頼者に通知するものとする。
- 7 研究所において、陽性と判定された場合は、すみやかにJRA競走馬総合研究所栃木支所にて確認検査を行うものとする。確認検査で陽性と認められた場合は、その結果を依頼者に報告する。また、公益財団法人競走馬理化学研究所理事長（以下「理事長」という。）が、検査成績を公表する必要があると認めた場合、理事長の指定する機関に通知できるものとする。
- 8 PCR検査のうち、定めのないことについては、その都度、理事長が別に定めるものとする。